

## 司法の場のバリアフリーに関する一考察

### 知的障害者の裁判事例を通して

川上輝昭

#### Study of the Use of Barrier-free in Judicial Facilities - Looking at the Trial of an Intellectually Handicapped Person -

Teruaki KAWAKAMI

#### I はじめに

「完全参加と平等」をテーマとして1980(昭和55)年に開催された国際障害者年以降、我が国においても障害者とりわけ知的障害者の社会参加は確実に増加してきている。障害者の社会参加はノーマライゼーション(Normalization)理念の普及を意味しており、歓迎すべきことであるが、一方で労働や賃金をめぐる新たな諸課題のほかに刑法上の事件に巻き込まれて、被害者や加害者の立場から裁判所の判断を求める事例もまた増加してきている。その場合、言葉や文字の読み書き能力や理解力に発達障害がある知的障害者に対しては有効で適切な特別の制度的支援が必要である。この支援が不十分であるならば、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と明記されている憲法第32条をはじめ、人権擁護が規程されている関連法規の主旨が生かされているとはいえない。刑法上の裁判を受ける場合、被害者の立場であれば被害届け、告訴、法廷という流れがあり、加害者の立場であれば逮捕、取り調べ、起訴、法廷という流れがある。この間に公的機関としては警察、検察、裁判所が介在し、もちろん弁護士の役割も重要である。この司法の場における一連の流れの中で、言語や知的な面で発達障害を伴っている知的障害者が特別な保護を受けることができる制度は確立されていない。そのために新受刑者のうち知能指数が69以下(テスト不能者を含む)の者が28%(平成12年度)を占めるという結果を招いている。(表・1)

障害者施策においてもバリアフリー(Barrer-Free)は重要なキーワードとして取り上げられており、その意味は「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。」<sup>(1)</sup>と説明されている。ここに示されている社会的、制度的障壁の除去という立場から知的障害者が刑法上の被害者や加害者として裁判所の判断を求める立場に臨んだ場合、そのバリアフリーについて裁判事例を通して考察を試みるのが本稿の課題である。

この課題に対しては司法福祉等の分野で知的障害者のみならず、すべての障害者や高齢者にとって司法の場には多くのバリアが存在しているとの指摘がされているにもかかわらず、先行研究は少なく、その多くは今後委ねられているのが現状である。

なお、我が国の知的障害者数は平成12年の調査結果で、45万9,100人(18歳未満・10万2,400

人、18歳以上・34万2,300人、年歳不詳・1万4,400人)と推計されており、この数値は前回調査(平成7年)時の41万3,000人と比べて4万6,100人、11.1%増加している。<sup>(2)</sup>

表1 新受刑者の知能指数

		総数	49以下	50～59	60～69	70～120	テスト不能
平成 8年	総数	22,433	1,178	1,654	3,042	15,884	675
	男	21,362	1,096	1,581	2,903	15,192	590
	女	1,071	82	73	139	692	85
9年	総数	22,667	1,097	1,688	2,878	16,311	693
	男	21,517	1,022	1,594	2,736	15,562	603
	女	1,150	75	94	142	749	90
10年	総数	23,101	1,123	1,623	3,079	16,073	1,023
	男	21,902	1,051	1,543	2,944	15,269	1,095
	女	1,199	72	80	135	804	108
11年	総数	24,496	1,058	1,687	3,068	17,125	1,558
	男	23,289	989	1,611	2,919	16,333	1,437
	女	1,207	69	76	149	792	121
12年	総数	27,498	1,249	1,754	3,402	19,744	1,349
	男	26,030	1,161	1,666	3,244	18,732	1,227
	女	1,468	88	88	158	1,012	122

- (注)1 数値は矯正協作成の心理測定検査(CAPAS)によるIQ相当値。  
 2 「テスト不能」には知能検査未了の者及び知能が低く検査不能の者を含む。  
 3 法務省『第102矯正統計年報』平成12年より作成。

## Ⅱ 知的障害者の定義

司法の場におけるバリアフリーについての考察にあたり、まず知的障害者の定義を明らかにしておきたい。

### 1 我が国の定義

#### (1) 障害者基本法

第2条で、「この法律において『障害者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」と定義されている。一方、警察庁の刑法犯の統計では、「精神障害者とは精神分裂病、中毒性精神病者、知的障害者、精神病質者及びその他の精神疾患を有する者」とされており、具体的な障害名は精神分裂病、そううつ病、てんかん、アルコール中毒、覚せい剤中毒、知的障害、精神病質、その他の精神障害」に区分されている<sup>(3)</sup>。つまり、警察庁の統計上では知的障害者も精神障害者の中に含まれているとの主旨である。

#### (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律

第2条で、「身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。」<sup>(4)</sup>とされている。また、同法施行規則第1

条の2においては、「法第2条第4号の労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第9条の障害者職業センターにより知的障害があると判定された者とする。」とされており、さらに重度知的障害者については同条第3項で「法2条第5号の労働省令で定める知的障害の程度が重い者は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者とする。」とされている。

### (3) 療育手帳制度

1973(昭和48)年9月、当時の厚生省事務次官通知として出された「療育手帳制度について」の中の「療育手帳制度要綱」では、18歳以上の者の重度判定については「昭和48年7月3日児童第422号児童家庭局長通知の1に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの」<sup>(5)</sup>と説明されている。

### (4) 学校教育

学校教育における知的障害者の説明は、1978(昭和53)年に出された「文部省初等中等教育局長通知」に見ることができる。それによれば、「知的発達の遅滞の程度が中度以上のものとは、重度の知的障害及び中度の知的障害を指し、重度の知的障害とは、ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度の者で、知能指数(以下「IQ」という)による分類を参考とすれば25ないし20以下のもの。中度の知的障害者とは、環境の変化に適應する能力が乏しく、他人の助けによりようやく身の事柄を処理することができる程度のもの(IQ20ないし25から50程度)をいう。知的発達の遅滞の程度が軽度のものとは、軽度の知的障害を指し、軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度のもの(IQ50から75の程度)をいう」<sup>(6)</sup>とされている。

以上、概観したように我が国における知的障害の定義は障害者基本法に示されている。しかし、その具体的な内容においては他の法律や通知によってそれぞれに数値が示されていないだけに若干の相違点があるようにも受け取れる。唯一、数値で示されているのは1978(昭和53)年に文部省(当時)から出された「初等中等教育局長通知」のみである。

## 2 国際的な定義

### (1) 世界保健機構

1980(昭和45)年に策定された世界保健機構(World Health Organization)による国際分類疾病分類では、インペアメント(Impairments)、ディスアビリティ(Disabilities)、ハンディキャップ(Handicaps)に区分されている。「インペアメントとは、身体的・知的もしくは感覚的な障害である。ディスアビリティとは、人々に生じているさまざまな機能の障害である。ハンディキャップとは、他人と同等の水準で地域社会の生活に参加する機会の喪失もしくは制限されることである。」<sup>(7)</sup>とされている。

### (2) 障害者の権利に関する宣言

1975(昭和50)年の国連総会で決議された「障害者の権利に関する宣言」では、「障害者(Disabled Person)とは、先天的か否かにかかわらず、身体的もしくは精神的能力における障害の結

果として、通常の個人生活と社会生活の両者もしくは一方の必要性を彼自身もしくは彼女自身では全面的にもしくは部分的に満たすことができない人を意味する。」<sup>(8)</sup>とされている。

### (3) 米国精神遅滞学会

1992(平成4)年に策定されたAAMR(American Association on Mental Retardation)では、「精神遅滞は、現在の機能が実質的に制約されていることであり、18歳以前に発症する。具体的には、知的機能が有意に平均以下であることを特徴とし、同時に適応スキルの領域で2つ以上、知的機能と関連した制約をもつ。適応スキルの領域とは、コミュニケーション、身辺処理、家庭生活、社会的スキル、コミュニティ資源の活用、自律性、健康と安全、実用的学業、余暇、労働である。」<sup>(9)</sup>とされている。

## Ⅲ 知的障害者の裁判をめぐる事例

知的障害者が被害者あるいは加害者になった場合、司法の場ではどのような実態に置かれているかについて事例をもとに考察を進めたい。

### 1 被害者の事例

#### (1) 茨城県下で発生した暴行・詐欺事件

##### ① 事件の概要

この事件は通称アカス事件と称されている。アカス事件とは、茨城県下にある有限会社「アカス紙器」の元社長が、特定求職者雇用開発助成金<sup>(10)</sup>の不正受給や知的障害者である従業員の障害者年金詐欺、さらに従業員に対して会社や従業員寮内において日常的にさまざまな暴力や暴言、女性従業員に対する性的暴行等を加えていた人権侵害事件である。この会社は、全従業員の8割に相当する27人が知的障害者で、そのうち24人が従業員寮で生活していた。元社長も管理人としてこの従業員寮で生活していた。

事件が判明したのは1995(平成7)年10月のことであった。週末に帰宅した女性従業員(当時20歳)の保護者が娘の身体の傷について元社長に電話で確認したところ、暴行を認めたために水戸警察署に傷害罪で告訴したことがきっかけとなって事件の概要が明らかになった。

##### ② 暴行と虐待の実態

元社長から暴行や虐待を受けた従業員から弁護団が聞き取り調査を実施した結果、生々しい実態が浮かび上がってきた。例えば、知的障害者である従業員に対して殴る、蹴るの暴行はもとより、コンクリートの床に正座させて石をひざの上に積み上げる、手錠をかける、階段にくくりつける等の虐待行為を繰り返していたこと、女性に対する性的虐待は寮の中で行われていたことも明らかになった。

暴行や虐待の実態についてある男性従業員は、「社長は、私の顔や左の耳を最初は拳骨で、そのうちスリッパで数えきれないほど殴りました。さらに、社長は野球用の木のバットで私の左耳を2、3回と足を5回ほど横殴りに強く打ちすえました。血がたくさん出ました。本当に殺されると思いました。殴られた場所は仕事場でした。」<sup>(11)</sup>と語っている。また、ある女性従業員は寮における性的虐待について、「私は、社長にたくさんひどいことをされました。裸にされて、いやだったのに強引にセックスをさせられました。抵抗すると足を蹴られたり腰を拳骨で叩かれたり、拳骨で殴られたりしました。暴力を振るわれるのでどうしようもありませんでした。社長は毎晩お酒を飲みに出て、深夜に帰ってきて寝ている私を起こしてこのようなことをしました。」<sup>(12)</sup>と語っている。

### ③ 裁判の結果

この事件では暴行で18件が告訴されたが、そのうち3件が起訴され、15件は証拠不十分のため不起訴となった。警察署での事実確認においても裁判の過程においても知的障害者の証言の多くは取り入れられなかった。

1997(平成9)年3月8日、水戸地方裁判所は元社長である被告人に懲役3年執行猶予4年の判決を言い渡した。

## (2) 愛知県下で発生した養護学校生体罰事件

### ① 事件の概要

この事件は1988(昭和63)年9月に、名古屋市立の養護学校に在学していた原告(当時17歳)が同校の教師から体罰を加えられたとして同年11月に名古屋市を被告として、同市に対して治療関係費及び慰謝料として90万1,000円の損害賠償を求めて提訴した事件である。

### ② 裁判における争点

原告である知的障害者の供述に信憑性があるか否かが問われた。それは「体罰が発生した日の昼休みの時間に、原告は担任の教師に男子更衣室に連れて行かれ、そこで眼を押され、性器を握られるという暴行を受け、右眼に結膜下出血の傷害を負った。この事件の目撃者はなく、密室で原告と教師の二人だけであった。」<sup>(13)</sup>という状況だったからである。

原告の言葉や身ぶり手ぶりなどから体罰の具体的な様子を知った保護者は、学校側に対して事実の確認と説明を求めた。しかし学校側は、担当の教師が否定しているから暴行の事実があったとは考えられないとして、体罰そのものを否定した。

法廷の場における知的障害者の証言に信憑性が認められるか否か、この一点が一審(名古屋地方裁判所)控訴審(名古屋高等裁判所)そして最高裁判所においても争点となった。

### ③ 裁判の結果

1993(平成5)年6月に出された一審判決では原告の主張が認められた。原告の供述の信憑性について判決文は「原告の記憶力自体は、被告が主張するように長期間記憶を保存することが困難な程度であるとはいえ、自己の体験に基づく具体的な事実は長時間にわたってその記憶を保存することも十分に可能であるというべきである」<sup>(14)</sup>として原告側の主張を認め、被告に対して損害賠償を支払うよう命じた。

1996(平成8)年11月、控訴審判決では一審の判決が取り消されて被告側の主張が認められた。判決文は「本件体罰前後の補助参考人の行動、被控訴人と補助参考人とのやりとり等、細部にわたる情景描写がなされているとは言い難いものがあり、したがって、それだけでは補助参考人の本件体罰に至る背景や動機を解明する手掛かりとしては十分ではない。」<sup>(15)</sup>として原告の主張を退けた。

1999(平成11)年11月、最高裁判所は控訴を棄却し、原告の敗訴が確定した。

## 2 加害者の事例

### (1) 東京都下で発生した放火容疑事件

#### ① 事件の概要

1997(平成9)年5月22日の深夜、東京都下にある知的障害者通所授産施設の普段は火の気がない物置から出火し、その日の早朝、この施設に通っている男性(56歳)が放火容疑で地元の警察に逮捕され、同年の10月16日、建造物等以外放火罪で東京地方裁判所八王子支部に起訴され

たという事件である。

当時、この地域では放火と思われる火災が頻繁に発生しており、地元の警察や消防そして地域住民も特別警戒中の出来事であった。

逮捕、起訴されたこの男性は事件が発生した2年前の1995(平成7)年4月、同授産施設に入所するために各種の検査を受けていた。その概要は次の通りである。<sup>(16)</sup>

- ・ 東京都心身障害福祉センターによる障害判定結果  
障害は中度の精神薄弱。精神薄弱更正施設、授産施設への入所が適当である。
- ・ 精神科医による医学的判定結果  
傷病名 精神発達遅滞、現在所見 中度MR。  
所見 行動面で慎重、真面目、働き者、なれない場所ではあまり話さない、拒否的な表示は出しにくい人。
- ・ 心理担当者による判定結果  
精神薄弱の程度 中度、知的能力 IQ40程度(鈴木ビネー式) 意思表示 場面緘黙の傾向、日常行動 特に問題なし、作業力 指導の下での単純作業は可。視力 測定不能。

## ② 裁判における争点

本件は、取り調べ段階における自白調書の内容に信憑性が認められるか否かが最大の争点となっている。

この男性は、出火時刻に出火場所から600メートルほど離れた場所を歩いていて、警察官から職務質問を受けた際に、所持品にライターがあったという理由で任意同行を求められ、取り調べの結果、犯行を自供したために放火容疑で逮捕された。逮捕されたこの男性は担当の弁護士に対して次のように語っている。「火をつけたと言った。最初はやっていないと言った。やったと言った。火をつけたと言ったから、家に帰れると言われた。明日、帰れるよと言われた。」確認のために弁護士が「火をつけたの?、火をつけていないの?」と問い掛けると「火をつけた、本当はつけていない」<sup>(17)</sup>と答えている。

自白以外に物的証拠や目撃者はなく、自白の信憑性が争点となっている。

## ③ 裁判の経過

1999(平成11)年7月9日、一審(東京地方裁判所八王子支部)は懲役1年8月の実刑判決を言い渡した。

2000(平成12)年7月29日、控訴審(東京高等裁判所)は控訴を棄却した。

本件は2003(平成14)年9月現在、最高裁判所で審理中である。

## (2) 静岡県下で発生した放火・殺人事件

### ① 事件の概要

2000(平成12)年4月4日、知的障害のある男性(40歳)が静岡県下にある自宅に放火して母親(76歳)を焼死させたとして、現住建造物放火及び殺人の容疑で逮捕され、現住建造物放火罪で静岡地方裁判所に起訴されたという事件である。

この男性が居住している町の福祉担当者による障害判定は中度の知的障害で、IQは43であった。事件の背景としては、トンネル道路工事による騒音と振動によって精神的変調を来したことが原因ではないかと指摘されている。<sup>(18)</sup>トンネル道路工事とは、(株)中部電力が浜岡原子力発電所の変電所を建設するために資財を運ぶための県道バイパスを造るためのものである。こ

の男性の自宅の地下が工事区間に該当していた。

## ② 裁判における争点

検察側はこの男性を放火罪で起訴しているが、弁護側はこの男性の放火ではなく、我が子の失業と精神的変調に母親自身も疲労が極限に達していたために、母親が放火して無理心中を図ったのではないかと推測している。その根拠として、担当の弁護士はKさん(放火容疑で起訴されている男性)との接見を通して「Kさんには放火の意思も殺人の意思もなかったとの確かな感触を得た」<sup>(9)</sup>としている。

この男性は放火と殺人の容疑で逮捕されたが起訴されたのは放火罪のみである。しかしその放火容疑も自白のみで物的証拠も目撃者も存在していないだけに裁判所の判断が注目されている。

## ③ 裁判の経過

2003(平成15)年9月現在、静岡地方裁判所において審理中である。

# IV 考 察

## 1 裁判事例に関する考察

### (1) 被害者の事例

茨城県下で発生した、知的障害がある従業員に対する暴行、虐待、詐欺事件の加害者はこの会社の元社長であった。日々繰り返される暴行、虐待、性的虐待について被害者たちは地元の社会福祉事務所、職業安定所、労働基準監督署、警察、そして母校である養護学校の教師にも訴えていた。しかし、いずれの公的機関も被害者たちの叫びに耳を傾けようとしなかったばかりか事実の確認をも怠っていた。訴えていた内容が不明確、手続きが不十分等がその理由であった。働く知的障害者を救済すべき立場にある公的機関がバリアそのものであったことが事件をより一層深刻化させ、重大化させる結果を招いた。

裁判の過程においても、暴行や虐待を受けた被害内容についてたどたどしく語る知的障害者たちの悲痛な訴えの多くは取り入れられなかった。それは、証言内容が不明確で整合性にも欠けていたからである。

審理の結果、被告人に対しては執行猶予の判決が下された。原告や支援者からは、この種の刑事事件としては軽微に過ぎるといふ抗議行動があった。

その後、この事件は国会でも取り上げられ、当時の岡野裕労働大臣と小泉純一郎厚生大臣は関係当局の下手際を認めたと謝罪している。<sup>(20)</sup>

愛知県下で発生した養護学校生体罰事件では、教師から体罰を受けたという原告の証言に信憑性が認められるか否かが唯一の争点であった。一審の名古屋地方裁判所は体罰を受けたという証言内容の信憑性を認めた。しかし、控訴審(名古屋高等裁判所)は体罰について細部にわたる情景描写がなく、体罰に至る背景や動機を解明することはできないとして信憑性を認めなかった。最高裁判所は上告を棄却したために、本件に関しては知的障害者の証言に信憑性は認められないとの結論に至った。

法廷においては知的障害者に対しても、事件発生から何年かが経過した後も当時に遡ってその情景を具体的かつ詳細に説明することが求められているのであり、この説明が不十分と認められる限り証言とは認められないのである。

## (2) 加害者の事例

東京都下で発生した放火容疑事件は、知的障害のある男性が火災の発生現場から600メートルほど離れた場所で警察官から職務質問を受けた際、所持品にライターがあったという理由で任意同行を求められ、取り調べの結果、放火を自供したために逮捕、起訴されたという事件である。

本件は物的証拠も目撃者もなく、証拠は本人の自白のみである。したがって、この自白調書の内容に信憑性があるか否かが最大の争点となっている。自白調書は警察官と知的障害がある容疑者の二人だけという関係のもとで作成されたものであり、取り調べにあたった警察官の誘導尋問の疑いも否定できないが、少なくとも対等な関係のもとで作成されたとは考えにくい。事実、容疑者である男性は担当の弁護士に対して、「火をつけたと言ったから、家に帰れると言われた」「火をつけたと言えば、帰してあげるよ」との意味に解することができる)と供述している。さらに、普段、接していない人との会話は成立しないと関係者が証言しているにもかかわらず、供述調書では「刑事さんから諭されたので、本当のことを話すことになりました。私が火をつけました。」<sup>21)</sup>とされている。弁護団は自白調書の信憑性は認められない、として法廷の場において全面的に争うことを明らかにしており、最高裁判所がどのような判断を示すか注目される。

静岡県下で発生した放火・殺人事件の容疑者も中度の知的障害者である。先の事例と同様に自白調書が唯一の証拠であり、その信憑性が争点になるものと思われる。自白調書の要旨は道路工事のために生ずる騒音と振動のために精神的に変調を来し、自宅に放火してやけどを負ったものの自らは免れたが母親を死に至らしめたとされている。

この男性は知的障害に加えてコミュニケーション障害があり、通常の会話は成立しない状況である。担当の弁護士は何度かの接見を通して、「彼(容疑者の男性)は上手に自分の過去を話すことができません。私(弁護士)の質問に断片的にしか答えられませんから聴取する私たちの方でそれをつなぎとめて理解するというやりとりをたどりませう。」<sup>22)</sup>とコミュニケーション障害の実態を明らかにしている。このようなやりとりの中で、この男性は「火が燃えても母親はふとんから起き上ろうとしなかったこと、母親を助けてあげたかったこと」<sup>23)</sup>などを語っている。

通常の会話はほとんど不可能という状態にもかかわらず、取り調べの段階では事件の核心について整然と供述したとされている自白調書の内容には不自然さが感じられる。言葉と文字、そしてコミュニケーションにも深刻な障害が認められるだけに自白調書に対する裁判所の判断が注目される。

## 2 知的障害者観に関する考察

東京都下における放火事件の動機は、自らが通所している授産施設の指導員に恨みを抱き、復讐の気持ちから同施設の物置に放火したとされるものであり、静岡県下における放火事件の動機は、自宅下のトンネル工事が長期間にわたって続けられたために、騒音と振動によって精神的に変調を来して自宅に放火して母親を死に至らしめたとされるものである。この二つの事件は物的証拠がなく目撃者もいないにもかかわらず放火容疑で逮捕、起訴されていることで共通している。

知的障害者は放火や強姦等の犯罪を犯す確立が高いとする学説<sup>24)</sup>もあり、この学説と放火を自供したとされる二つの事例との間に因果関係を見出すことができ、そこには知的障害者は放火の犯罪を犯しやすいという先入観のもとに取り調べが進められたのではないかという疑念



が残る。知的障害者は放火や強姦等の犯罪を犯す確率が高いとされているが、平成12年中に新受刑者として収監された総数は16,965人であり、そのうち放火や強姦罪に問われた者はそれぞれ0.02%程度にすぎない。最も多いのは窃盗(43.1%)、次いで詐欺(11%)、傷害(8.2%)の順であり、この統計上からは必ずしも知的障害者が放火事件を起こす確率が高いとはいえない。

(表・2)

表2 新受刑者の罪名別知能指数(平成12年)

罪 名	総 数	49以下	50～59	60～69	70以上	テスト不能	
刑 法 犯	男	16,289	980	1,258	2,191	11,069	791
	女	676	72	65	83	390	66
放 火	男	259	23	34	47	145	10
	女	48	8	3	6	31	
住 居 侵 入	男	470	35	46	87	282	20
	女	8	1		2	3	2
強 制 わ い せ つ	男	262	22	17	31	180	12
	女						
殺 人	男	494	41	38	71	306	38
	女	64	3	5	8	43	5
傷 害	男	1,330	46	76	139	1,023	46
	女	7	1	2		3	1
窃 盗	男	7,013	571	663	1,055	4,387	337
	女	308	46	40	37	152	33
強 盗	男	534	28	29	74	357	46
	女	9				6	3
強盗致死傷	男	591	11	18	56	453	53
	女	16	2	1	3	9	1
詐 欺	男	1,743	119	173	241	1,131	79
	女	138	11	11	21	86	9
恐 喝	男	797	12	27	71	664	23
	女	8		2	1	4	1
その 他 の 刑 法 犯	男	2,796	72	137	319	2,141	127
	女	70	0	1	5	53	11
特 別 法 犯	男	9,741	181	408	1,053	7,663	436
	女	792	16	23	75	662	56

法務省『第102矯正統計年報』平成12年より作成。

## V 結 び

### 1 禍根を残した裁判の教訓

知的障害者にとって司法の場におけるバリアの問題は先に取り上げた例だけでなく、戦後史の中でも何度となく繰り返されてきた。例えば1946(昭和21)年に八丈島で老婦人が殺害された八丈島事件、1954(昭和29)年に静岡県下で幼児が殺害された島田事件、1979(昭和54)年に千葉

県下で小学生が殺害された野田事件等がある。いずれも容疑者として逮捕、起訴されたのは知的障害者であり、有効な物的証拠も目撃者も存在していない状況のもとで厳しい取り調べが行われ、殺害の自白調書が作成されたという点において共通している。<sup>25</sup>そしてその自白や状況証拠から有罪判決が下されたことはまさに禍根を残した裁判といえるであろう。

最も重要な問題は知的障害者も一般の裁判と同様に扱われ、司法の場において自らの正当性を主張することができなければ、容疑を容認していると解され、結果として有罪の判決を受けているということである。知的障害者にとって司法の場には大きなバリアが存在しており、このバリアについて障害者を支援する団体や個人、あるいは弁護士や研究者も除去のための本格的な問題提起も運動もしてこなかったことが誤った裁判を繰り返してきた一因といえよう。この教訓を今後に生かすためには、最優先の課題として裁判を受ける権利について規定されている憲法の精神が具体化されなければならない。すなわち前述の第32条をはじめ「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」とされている第33条。そして「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法定で示されなければならない。」とされている第34条。とりわけ多くの知的障害者は弁護人を依頼する知識すら持ち合わせていない場合が多く、第34条の内容を現実的かつ具体的に生かすことが禍根を繰り返さないためにはきわめて重要である。

現実、知的障害者が被告席に立たされたとき、法定の場において「自分自身を擁護してくれる人は弁護人ですか、それとも検察官ですか」との問いに対して「おまわりさん」と答えるという例やそれに類似している例は数多く存在しているのである。この実態と憲法が示している理念との間に生じている格差が是正され、整合性が求められなければならない。

## 2 米国の動向

1992年に障害者に対するすべての差別を禁止した「障害をもつアメリカ国民法」(ADA: Americans with Disabilities Act)が制定された。以後、米国では司法の場における知的障害者の人権擁護が確実に進められている。

例えばイリノイ州では、検察局に老人・障害者部が設置されており、知的障害者の事件に5人の専任検事が配置されることになっている。さらに70人以上のスタッフが障害者に裁判の説明やカウンセリング、公判への付き添い等の援助もしている。また、大学等の研究機関も重要な役割を果たしており、イリノイ州立大学では「障害者が法の下で平等に扱われること」を研究テーマとして、警察官の知的障害者に対する意識を高めるためのカリキュラム作りに取り組んでいる。

このような経過から1990年代後半になるとイリノイ州には知的障害者に関わる専門の刑事や検察官が誕生し、知的障害者が刑事事件の被害者や加害者になったとき、障害の特性に配慮した捜査や裁判が行われるようになってきている。<sup>26</sup>司法の場に存在していた知的障害者にとってのバリアが低くなっているばかりでなく、根底から除去されつつあるところに先進性を見ることができる。

### 3 我が国の動向

知的障害に限らず、身体障害や精神障害をも含めて我が国には障害を持つ人の権利を認める法律は制定されていない。このため障害当事者をはじめ各種の団体や個人においても差別禁止法の制定を求める動きが活発化してきている。例えば1994(平成6)年に設立された「子どもの権利・市民オンブズマン」<sup>27)</sup>や2001(平成13)年8月に設立された「知的障害者人権センター」<sup>28)</sup>等において差別禁止法の制定要求や司法の場におけるバリアフリーに向けた具体的な取り組みを見ることができる。この中でも特に「知的障害者人権センター」が設立集会において、「私たちは、この社会で差別と抑圧から多くの知的障害をもつ人たちが『犯罪者化』されて、刑務所や少年院等に入れられているという現実を直視せず、眼と耳をふさぎ、結果的になんらの支援もせず切り捨ててきたのではないか、という疑念が強くあります。あえて知的障害者と犯罪の領域に踏み込むことで、私たち自身のこれまでのあり方を問い、課題と責任を明らかにしたい」と運動の具体的な目標について明言していることは注目に値する。また、個人の立場からも「障害を持つ人に対する差別禁止法」が提唱されており<sup>29)</sup>、司法の場におけるバリアフリーへの始動と見ることができる。

全国に2700の支部を持ち、約32万人の会員で組織されている全日本手をつなぐ育成会からは『知的障害のある人を理解するために』という小冊子が出されている。この冊子は全国の公的機関や公共施設を中心に配布されているものであるが、特にすべての警察署に配布されていることは前例のない試みである。知的障害を持つ人の特徴について簡潔かつ明瞭に述べられており、中でも前文において、「知的障害のある人が犯罪の被害者になったり、事故やトラブルにあって傷つくケースが多発しています。ところが、社会ではそのことがよく知られていません。知的障害のある人は傷つけられながらも、助けを求めたり、誰かに訴えることができないでいます。知的障害のある人はどんな被害にあっているのか、なぜ被害を訴えることができないのか、被害にあったときにはどこに相談すればいいのか、どうすれば知的障害のある人を守り、被害救済ができるのか、知ってください。物事を理解したり表現する力が弱いこともあります。彼らは豊かなものをたくさんもっていますし、いろいろな形で社会に貢献しています。家族や仲間にとってはとても大事な存在です。そしてもちろん、どんな人も人間として尊重され、犯罪の被害にあわずに幸福に暮らす権利があります。」<sup>30)</sup>知的障害者が警察官によって補導されたり事情聴取を必要とする場合に備えて、知的障害の一般的な理解と言動の特徴について具体的に解説されている点において画期的である。

日本自閉症協会東京都支部からは『アスペルガー症候群を知っていますか?』という小冊子が出されている。アスペルガー症候群という障害は知的障害とは異なるが、言語面の発達地帯や対人関係を維持することが困難な点においては共通している。言語面の特徴については次のように説明されている。「よくしゃべるし、難しい言葉も知っているの、表現力も言葉を理解する能力も高いのだらうと思われがちです。アスペルガー症候群の子どもも大人も自分の考えていることを概念化することがとても難しいようです。例えば、誰かの手助けが必要だ、といった簡単なことも言葉として表現することができないことがあります。手伝って、教えて、わからない、などの援助を求める言葉がすぐには出てこないのです。たとえ語彙が豊富でスムーズにしゃべることができる人でも感情や情緒についての会話を理解したり、そのような話題について自分の意見を語る事がとても難しいのです。」<sup>31)</sup>このような障害の特性は広く理解されなければならないが、とりわけ司法の関係者には必要である。

先に示した事例に見られるように、知的障害者が被害者の場合は証言内容に整合性がなく、

情景描写にも具体性を欠くとして却下され、加害者とされた場合は同様の理由から有罪判決を受ける結果となっている。この司法の場における矛盾の連鎖を断ち切ることが知的障害者の裁判を受ける権利の保障につながる。

知的障害者の裁判を受ける権利とそこに存在しているバリアの問題について論じてきたが、近年、広汎性発達障害によると思われる痛ましい事件が相次いで発生し、社会的な注目と関心を集めている。例えば、愛知県下で発生した少年による主婦殺害事件(2000年)、東京都下で発生した女子短大生殺害事件(2000年)、長崎県下で発生した中学生による幼児殺害事件(2003年)等である。この中にはすでに裁判所の判断が下されたものも含まれているが、広汎性発達障害と責任能力の問われ方については別稿にゆずることとしたい。

IT(Information Technology)の普及により各種の情報発信や受信が格段に進歩している今日、障害の特性に関する情報の伝達も重要性を増してきており、今後より一層の充実が求められる。この場合、個々の障害者の人権が何よりも尊重されなければならないことは当然である。

最後に、知的障害者に対するバリアフリーは単に建物や道路等の構築物を整備することだけに留まらず、基本的人権としての裁判を受ける権利の保障も重要なバリアフリーであることを銘記しておきたい。

#### 引用・参考文献

- (1) 総理府障害者施策推進本部『21世紀に向けた障害者施策の新たな展開』中央法規出版、平成8年、106頁。
- (2) 障害者施策研究会『よくわかる障害者施策2003年版』、中央法規、2003。
- (3) 法務省法務総合研究所『平成13年版犯罪白書』、平成13年、40頁。
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第1項。
- (5) (1)の内容は「知能指数がおおむね35以下の児童であって、日常生活に介助を必要とするもの」とされている。
- (6) 昭和53年10月6日付「文部省初等中等教育局長通知」。
- (7) 中野善達『国際連合と障害者問題』、エンパワメント研究所、1997、157～158頁。
- (8) 1975(昭和50)年12月9日、第30回総会で決議された。
- (9) 知的障害者の訴訟手続上の権利に関する研究会『裁判における知的障害者の供述』、水戸知的障害者虐待事件民事弁護団、2001、3頁。
- (10) 特定求職者雇用開発助成金とは、障害者を職業安定所の紹介で常用雇用者にした場合、1年6月分の期間、賃金の2分の1から3分の2が国庫から事業主に補助されるという障害者雇用促進の制度で、継続雇用を図るため一定の解雇制限などの条件がつけられている。
- (11) 副島洋明『障害者虐待を許さない』、水戸事件のたたかいを支える会全国事務局、1997、27頁。
- (12) 同上、33頁。
- (13) 障害者問題人権弁護団『障害児をたたくな 施設、学校での体罰と障害者の人権』、明石書店、1998、41～42頁。
- (14) 名古屋地方裁判所判決文、1993(平成5)年6月21日。
- (15) 障害者問題人権弁護団『障害児をたたくな 施設、学校での体罰と障害者の人権』、明石書店、1998、63頁。
- (16) 副島洋明『知的障害者 奪われ人権』、明石書店、2000、158頁。
- (17) 同上、155～157頁。
- (18) 同上、212～214頁。
- (19) 同上、221～222頁。
- (20) 川上輝昭「知的障害者の人権に関する考察」、『大原社会問題研究所雑誌』、法政大学大原社会問題研究所、NO514、2001年9月号。

## 司法の場のバリアフリーに関する一考察

- (21) 副島洋明『知的障害者の人権 奪われた人権』、明石書店、2000、223頁。
- (22) 同上、172頁。
- (23) 同上、221～223頁。
- (24) 中田修「犯罪と非行」、『異常児心理学講座』第5巻、みすず書房、1965、249頁以下。
- (25) 詳細は上田誠吉・後藤昌次郎『誤った裁判』、岩波新書、1960を参照。
- (26) 野沢和宏「米国における障害者の福祉と権利」、毎日新聞、2000年10月8日。
- (27) 朝日新聞、1994年4月26日。
- (28) 知的障害者の犯罪と刑事弁護をテーマとして、2001年8月25日に発足した。
- (29) 東俊裕「差別禁止法制定の必要性」、『福祉労働』NO93、2001年9月号、12～28頁。
- (30) 全日本手をつなぐ育成会『知的障害のある人を理解するために』、2002。
- (31) 日本自閉症協会東京都支部『アスペルガーを知っていますか?』、2002。